

米子市建設工事入札参加資格者格付審査要領新旧対照表

旧	新																														
<p>(格付対象工事の種別)</p> <p>第2条 格付は、次の各号に掲げる発注工事種別について、それぞれ当該各号に定める等級に区分して行う。</p> <p>(1) 土木一式工事（一般） <u>4等級</u>（A級、B級、C級、<u>D級</u>）</p> <p>(2) 建築一式工事（一般） <u>3等級</u>（A級、B級、<u>C級</u>）</p> <p>(3)・(4) [省略]</p>	<p>(格付対象工事の種別)</p> <p>第2条 格付は、次の各号に掲げる発注工事種別について、それぞれ当該各号に定める等級に区分して行う。</p> <p>(1) 土木一式工事（一般） <u>3等級</u>（A級、B級、C級<u>      </u>）</p> <p>(2) 建築一式工事（一般） <u>2等級</u>（A級、B級<u>      </u>）</p> <p>(3)・(4) [省略]</p>																														
<p>(格付の方法)</p> <p>第3条 格付けは、<u>別表により次項の規定により算定した総合点数に応じて</u> <u>      </u>行うものとする。[ただし書省略]</p> <p>2 [省略]</p> <p>(1) 1級技術者要件（審査基準日における建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の29の規定による総合評定値の通知に記載された1級技術職員数による。ただし、審査基準日前に6か月を超える恒常的雇用期間（以下この号において単に「雇用期間」という。）がないため、当該評定値の1級技術職員数として算定されなかった1級技術者にあつては、退職した1級技術者の補充として当該技術者の退職日の翌日から雇用され、かつ、退職した1級技術者の雇用期間を加えた雇用期間が審査基準日前において6か月を超えている場合は、その人数を当該技術者職員数に加えることができる。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">工事種別</th> <th style="text-align: center;">A級要件</th> <th style="text-align: center;">B級要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木一式工事（一般）</td> <td style="text-align: center;">4人以上有すること。</td> <td style="text-align: center;">1人以上有すること。</td> </tr> <tr> <td>建築一式工事（一般）</td> <td style="text-align: center;">3人以上有すること。</td> <td style="text-align: center;"><u>1人以上有すること。</u></td> </tr> <tr> <td>管 工 事</td> <td style="text-align: center;">2人以上有すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電 気 工 事</td> <td style="text-align: center;">2人以上有すること。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) [省略]</p> <p>3 [省略]</p> <p>(1) 客観点数は、<u>平成11年建設省告示第1056号（建設業法の規定に基づき、平成6年建設省告示第1461号「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査</u></p>	工事種別	A級要件	B級要件	土木一式工事（一般）	4人以上有すること。	1人以上有すること。	建築一式工事（一般）	3人以上有すること。	<u>1人以上有すること。</u>	管 工 事	2人以上有すること。		電 気 工 事	2人以上有すること。		<p>(格付の方法)</p> <p>第3条 格付けは、<u>第3項の規定により算定した総合点数に応じ、別表に定めるところにより</u>行うものとする。[ただし書省略]</p> <p>2 [省略]</p> <p>(1) 1級技術者要件（審査基準日における建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の29の規定による総合評定値の通知に記載された1級技術職員数による。ただし、審査基準日前に6か月を超える恒常的雇用期間（以下この号において単に「雇用期間」という。）がないため、当該評定値の1級技術職員数として算定されなかった1級技術者にあつては、退職した1級技術者の補充として当該技術者の退職日の翌日から雇用され、かつ、退職した1級技術者の雇用期間を加えた雇用期間が審査基準日前において6か月を超えている場合は、その人数を当該技術者職員数に加えることができる。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">工事種別</th> <th style="text-align: center;">A級要件</th> <th style="text-align: center;">B級要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木一式工事（一般）</td> <td style="text-align: center;">4人以上有すること。</td> <td style="text-align: center;">1人以上有すること。</td> </tr> <tr> <td>建築一式工事（一般）</td> <td style="text-align: center;">3人以上有すること。</td> <td style="text-align: center;"><u>      </u></td> </tr> <tr> <td>管 工 事</td> <td style="text-align: center;">2人以上有すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電 気 工 事</td> <td style="text-align: center;">2人以上有すること。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) [省略]</p> <p>3 [省略]</p> <p>(1) 客観点数は、<u>建設業法第27条の23第3項の規定による経営事項審査の項目及び基準（平成20年1月31日国土交通省告示第85号）</u></p>	工事種別	A級要件	B級要件	土木一式工事（一般）	4人以上有すること。	1人以上有すること。	建築一式工事（一般）	3人以上有すること。	<u>      </u>	管 工 事	2人以上有すること。		電 気 工 事	2人以上有すること。	
工事種別	A級要件	B級要件																													
土木一式工事（一般）	4人以上有すること。	1人以上有すること。																													
建築一式工事（一般）	3人以上有すること。	<u>1人以上有すること。</u>																													
管 工 事	2人以上有すること。																														
電 気 工 事	2人以上有すること。																														
工事種別	A級要件	B級要件																													
土木一式工事（一般）	4人以上有すること。	1人以上有すること。																													
建築一式工事（一般）	3人以上有すること。	<u>      </u>																													
管 工 事	2人以上有すること。																														
電 気 工 事	2人以上有すること。																														



4 第1項の規定にかかわらず、前項の届出により格付に変更があるときは、中間年度の格付を変更できるものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、前項の届出により格付に変更があるときは、中間年度の格付を変更することができるものとする。

別表（第3条関係）  
発注工事種別格付基準

区分	土木一式工事 (一般)	建築一式工事 (一般)	管工事	電気工事
A	955 点以上	955 点以上	915 点以上	915 点以上
B	865 点以上	<u>865 点以上</u>	915 点未満	915 点未満
C	<u>775 点以上</u>	<u>865 点未満</u>		
<u>D</u>	<u>775 点未満</u>			

別表（第3条関係）  
発注工事種別格付基準

区分	土木一式工事 (一般)	建築一式工事 (一般)	管工事	電気工事
A	955 点以上	955 点以上	915 点以上	915 点以上
B	865 点以上	<u>955 点未満</u>	915 点未満	915 点未満
C	<u>865 点未満</u>	<u>                    </u>		